

# コミュファ安心 WiFi スポット by ギガぞうご利用規約

2022 年 8 月 1 日

中部テレコミュニケーション株式会社

(目的)

第1条 中部テレコミュニケーション株式会社(以下「当社」といいます。)はこのコミュファ安心 WiFi スポット by ギガぞうご利用規約(料金表を含みます。以下「本規約」といいます。)を定め、当社と契約関係にある株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス(以下「卸元会社」といいます。)により提供される公衆無線 LAN サービスの卸電気通信役務を利用して、これによりコミュファ安心 WiFi スポット by ギガぞう(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

(本規約)

第2条 本サービスの利用に関しては、本規約のほかに、当社が定める各種の契約約款、規約、注意事項、ガイドライン等(当社が随時契約者等に行う通知を含みます。以下総称して「本規約等」といいます。)が適用されます。

- 2 本規約は、当社が提供する光ネットサービス、光ネットアクセスサービス及び光ネット集合一括サービス(以下これらを総称して「当社サービス」といいます。)の契約者に適用します。
- 3 本規約と当社サービスに係る契約約款、規約及び規程等の規定とが抵触するときは、本サービスの提供に関する限り、本規約が優先します。

(本規約の変更)

第3条 当社は、民法の定めに従い、契約者の承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合、当社は、変更後の本規約及びその効力発生時期を、本サービスに係る Web サイト又は当社の運営するホームページに掲載して周知するものとします。また改定された本規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、以後本サービスの内容及び料金その他提供条件は変更後の規約によります。

- 2 当社は、電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。)第 22 条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲載する方法又は当社が適切であると判断する方法により説明します。

(用語の定義)

第4条

本規約において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備

公衆無線 LAN 網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備
本サービス	卸元会社の公衆無線 LAN 網を使用して当社が行う電気通信サービスであって、当社が卸元会社の無線基地局設備(無線基地局設備を識別するための SSID が Wi2eap に限る)と契約者の移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供するもの
本サービス契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
本サービス申込	本サービス契約の申込み
申込者	本サービス契約の申込みをした者(ただし、当社サービスの契約者に限る)
契約者	当社と本サービス契約を締結している者
無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
契約者回線	本サービス契約に基づいて、卸元の無線基地局設備と移動無線装置との間に設定される電気通信回線
提供区域	卸元会社が設置する無線基地局設備から電波の届く範囲
移動無線装置	卸元会社の無線基地局設備と通信する機能を有し、営業区域において使用されるアンテナ及び無線送受信装置であり、本サービス契約に基づいて使用されるもの
MAC アドレス登録枠	契約者が本サービスを利用する移動無線装置の MAC アドレスを登録できる枠のこと
本料金	本規約の規定により契約者に支払っていただく料金
課金開始日	本料金の課金を開始する日
料金等	本料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額
消費税等相当額	消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

(本サービスの提供区域)

第5条 本サービスの提供に係わる契約者回線の終端とすることができる場所は、当社の別途定める区域内とします。当社は契約者に対して何らの事前の通知も行うことなく提供区域の変更を行うことができます。

(本サービスの内容等)

第6条 当社は、本サービスを、当社サービスに対するオプションサービスとして提供します。

- 2 本サービスは、最大通信速度を保証するものではなく、通信設備や移動無線装置、配線などの状況、他回線との干渉、回線の混雑状況、無線基地局設備から契約者回線の終端までの距離などにより、実際に利用可能な通信速度が低下します。
- 3 契約者は、本サービスを利用するためには、移動無線装置の MAC アドレスを当社所定の方法により事前に MAC アドレス登録枠に登録する必要があります。1つの MAC アドレス登録枠には、1つの MAC アドレスを登録することができます。契約者は、MAC アドレスを登録している移動無線装置においてのみ本サービスを利用することができます。
- 4 当社は、契約者が MAC アドレスを登録した移動無線装置において、3カ月間連続して本サービスを一度も利用していない場合、契約者に対して何らの通知も行うことなく、登録されていたその MAC アドレスを解除することができます。その解除以降、契約者は、その移動無線装置において本サービスを利用できなくなります。当社は、その解除に起因して契約者に損害等が生じて一切責任を負いません。なお、本条第3項に定める MAC アドレスの登録を行うことにより、契約者は、再度本サービスを利用することができます。
- 6 契約者は、本サービスを利用するために移動無線装置に当社所定の設定をする必要があります。
- 7 契約者は、本サービスで提供される無線基地局設備の利用に際して、利用の都度、移動無線装置の画面上から当社所定の設定を入力する必要がある場合があります。
- 8 契約者は、卸元会社が定める「ctc Wi2 サービス ご利用規約」及び「公衆無線 LAN サービス契約約款」の規定に基づいて、卸元会社と公衆無線 LAN サービス契約を締結したことになります。
- 9 契約者は、卸元会社が契約者に対して「ctc Wi2 サービス ご利用規約」に基づき提供する「ctc Wi2 サービス」を無償で利用できるものとします。

(本サービス申込の方法等)

第7条 本サービスの申込みをするときは、当社所定の手続に従って当社所定の契約申込書を提出していただきます。

(契約申し込みの承諾)

第8条 本サービス契約は、本サービス申込に対して当社が承諾の意思表示をしたときに成立します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、その本サービス申込を承諾しないことがあります。

- (1) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (2) 申込者が、当社サービス(本サービスを含みますが、これに限られません。以下本項において「当社サービス等」といいます。)の利用に係る契約の解除若しくは当該サービスの利用停止等を受けたことがあるとき又は現に受けているとき若しくはそのおそれのあるとき。

- (3) 申込者が、当社サービス等の利用に係る契約に違反する行為若しくは違反のおそれのある行為を行ったことがあるとき又は現に行っているとき。
  - (4) 申込者が、当社サービス等の利用に係る料金を当社所定の期日までに支払わなかったとき又はそのおそれのあるとき。
  - (5) 当社が申込者に対して本サービスを提供することにより、当社の業務遂行上支障が生じるとき。
  - (6) その他当社が申込者との間で本サービス契約を締結することを不適切と判断したとき。
- 3 当社は、1の当社サービスに基づく契約(以下「当社サービス契約」といいます。)につき、1の本サービス契約を締結します。

(本サービスの提供開始日)

第9条 本サービスの申込みに対して当社が承諾の意思表示をした日又は当社が別に指定した日のいずれかとします。

(料金及び請求)

- 第 10 条 本サービス契約者は、第9条(本サービスの提供開始日)に定めるサービス開始日の属する月から起算し、本サービスの契約解除があった日の属する月までの期間について、別記1(料金等)に定める利用料金に消費税及び地方消費税相当額加算した金額を支払っていただきます。
- 2 当社は、本料金を当社サービスの利用料金に合算して請求し、本サービス契約者は、当社サービスの料金等の支払いをする金融機関を通じて、本サービスの料金を支払っていただきます。
  - 3 本サービス契約者は、第 17 条(利用停止)に定める本サービスの利用停止があったときも、その期間中の利用料金の支払いを要します。
  - 4 当社は、支払いを要しない利用料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(延滞利息)

第 11 条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年 14.5%の割合(閏年についても 365 日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から計算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(本サービス契約の譲渡禁止)

第 12 条 本サービス契約を第三者に譲渡することはできません。

(契約者が行う本サービス契約の解除)

第 13 条 本サービス契約者は、本サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ当社所定の方法により当社に通知するものとし、当社が契約の解除について受け付けした日が契約の解除日となります。

ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

(当社が行う本サービス契約の解除)

第 14 条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ本サービス契約者に通知した後、本サービス契約を解除することがあります。

(1) 第 17 条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された本サービス契約者が、その事実を解消しないとき。

ただし、当社は第 17 条(利用停止)第 1 項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務に著しい支障を及ぼすと判断したときは、本サービスの利用停止をしないで本サービス契約を解除できるものとします。

(2) 本サービス契約に係る当社サービスの契約解除があったとき。

(3) 第 15 条(本サービスの終了)に定めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、第 17 条(利用停止)第 1 項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務に著しい支障を及ぼすと判断したときは、本サービスの利用停止をしないで本サービス契約を解除することができるものとします。

(本サービスの変更又は終了)

第 15 条 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの全部もしくは一部を変更、追加又は提供を終了することがあります。

2 前項の規定により、当社が本サービスの全部もしくは一部の変更、追加又は提供を終了する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、事前に本サービスの終了日及び終了する理由を本サービス契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 当社は、前項による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加又は終了により契約者に損害その他不利益が生じたとしても、何ら責任を負いません。

(利用中止)

第 16 条 当社は、次のいずれかの場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社又は卸元会社の無線基地局設備、電気通信設備もしくは電気通信回線の保守上又は工事上やむを得ない場合

(2) 契約者が、本サービスの提供に使用される設備に過大な負荷を与える行為その他この設備の運用に支障を与える行為を自ら行い、又は第三者に行わせた場合

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この通知を行うことなくその中止を行うことができます。

3 当社は、第1項による本サービスの中止により契約者に損害その他不利益が発生しても、何ら責任を負いません。

#### (利用停止)

第 17 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (2) 本サービスの料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 第 21 条(契約者の義務)の規定に違反したとき。
- (4) 前各号のほか、本規約の規定に違反する行為であって本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社又は卸元会社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止しようとするときは、あらかじめ、その理由及び利用停止期間を契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この通知を行うことなくその中止を行うことができます。

3 当社は、第1項による本サービスの利用の停止により契約者に損害その他不利益が発生しても、何ら責任を負いません。

#### (料金等)

第 18 条 本サービスの料金等は、別紙のとおり定めます。

#### (無保証)

第 19 条 当社は、本サービスについて、完全性、正確性、有用性又は正当性に関する保証、契約者の利用目的に適合することの保証、および通信速度に関する保証を含め、何らの保証も行いません。

また、当社は、契約者が被った損害等につき一切責任を負いませんが、かかる損害等が当社の故意又は重大な過失に起因する場合はこの限りではありません。

#### (契約者の義務)

第 20 条 契約者は、次のことを遵守するものとします。

- (1) 当社又は卸元会社が設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは棄損し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
- (2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を

行わないこと。

- (3) 他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様で本サービスを利用しないこと。

(個人情報等の取り扱い)

第 21 条 当社は、本サービスの提供に関連して知り得た本サービス申込者及び本サービス契約者に関する個人情報(以下「個人情報」といいます。)を、別に定める「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱います。

2 当社は、個人情報及び本規約に基づき当社に登録された MAC アドレスを本サービス及びそのアフターサービス等の提供に必要な範囲内で取り扱います。

3 当社は、法令により例外として扱われる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供しません。

(準拠法)

第 22 条 本規約の成立、効力、解釈及び、履行については、日本国法に準拠するものとします。

(紛争の解決)

第 23 条 本規約の条項又は、本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、本サービス契約者及び当社は双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

(管轄裁判所)

第 24 条 本規約に関する訴訟については、その債権額に応じて名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

(その他の提供条件)

第 25 条 料金の計算方法、債権の譲渡、割増金、延滞利息又は責任の制限等本規約に定めのない本サービス契約に関するその他の提供条件については、本サービス契約者が利用する当社サービスに係る該当する約款の定めるところによります。

## 別記1 料金等

本サービスにかかる料金等について、以下のとおり定めます。

- 1 本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算した額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。なお、料金表に規定する料金額は税抜価格とし、かつこの料金額は税込価格を表示します。また、関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

## 2 利用料金

料金額(1 契約ごとに月額)
500 円(550 円)
<b>備考</b> <ol style="list-style-type: none"><li>1 本サービスの提供開始日を含む月から起算して2か月間は利用料金を請求しません。</li><li>2 契約者からの本サービスの申込が2回目以降の場合は、本サービスを開始した月の翌月から利用料金を請求します。(特段の定めがある場合は除きます)</li><li>3 本サービスは利用日数に応じた日割りはしません。</li><li>4 本サービスの廃止があったときは、契約者は当該月の利用料金の支払いを要します。 なお、本サービスの申込が初回の場合は、本サービスの利用を開始した月を含む6か月間は利用料金を請求しません。</li><li>5 1の本サービスにつき、同時に10台までの移動無線装置を接続することができます。</li></ol>

附則

(実施期日)

第1条 この規約は、2022年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規約は、2022年8月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第2条 この改正規約の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(利用料金の経過措置)

第3条 当社は、この改正規約実施の前日までに、本サービス契約の申込みをした者又は本サービスの提供を受けている契約者に対し、本サービスの提供開始日を含む月から起算して6か月間は利用料金を請求しません。